

社会福祉法人豊中福祉会

役員等の報酬及び費用弁済に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊中福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、役員（理事及び監事）、評議員、及び理事会の承認により呼称が認められた会長又は顧問（以下「会長等」という。）をいう。

2 この規程において常勤役員とは、理事長及び通常週3日以上当法人の用務に従事し、常態的に法人の経営に関与する役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務実態および責任に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、役員報酬、役員賞与及び退職慰労金を支給する。
ただし、常勤役員のうち、法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者については、役員としての職責を勘案した役員報酬のみを支給する。
- (2) 常勤役員以外の役員、評議員及び会長等については、業務の区分及び責任に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。但し功勞の著しい役員等については、功績を勘案し理事会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員報酬および役員賞与は、年間の役員報酬の総額を超えない範囲において、第2項および第3項に定める基準に基づき支給するものとする。

2 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員報酬 【別表1】に定める額
- (2) 役員賞与 【別表1】に定める額
- (3) 通勤費 職員の通勤手当の規定により算出した額
- (4) 退職慰労金 【別表2】に定める額

3 常勤役員以外の役員、評議員、及び会長等に対する報酬の額は、次のとおりとする。

報酬 【別表3】に定める額

(支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法については、次のとおりとする。

- (1) 報酬、通勤費 職員の賃金規程に定める締切期間、支給日
- (2) 賞与 職員の賃金規程に定める支給日
- (3) 退職慰労金 任期満了、辞任または死亡により退任した後3ヶ月以内

(月途中の就退任時の報酬)

第6条 常勤役員が月の途中で就任または退任した場合、当該就任日または退任日の属する締切期間の報酬額については、在任期間に応じて次のとおり計算する。

在任期間が10日未満の場合	支給しない
在任期間が10日以上20日未満の場合	100分の50を支給する
在任期間が20日以上の場合	100分の100を支給する

- 2 前項の在任期間は、就任日および退任日を含むものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その死亡日の属する締切期間の報酬は満額を支給する。
- 4 第1項の規定により計算金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(常勤役員が死亡した場合における退職慰労金の遺族への支給)

第7条 常勤役員が死亡の場合の退職慰労金は、その遺族に支給する。

- 2 前項に定める遺族は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが常勤役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で常勤役員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げるもののほか、会員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、祖父母または兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 3 退職慰労金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、前項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。
- 4 前項の規定により退職慰労金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、退職慰労金は、その人数によって等分して支給する。

(費用弁済)

第8条 役員等が法人の用務により費用が発生した場合はその実費を弁済し、その申請および支払の方法については職員の例によるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 29 年 5 月 30 日)

- 1 「役員等の報酬支給基準及び退職慰労金基準規程」は、この規程の実施をもって廃止する。
- 2 年間の役員報酬の総額は、平成 29 年度より当分の間、前年度の資金収支計算書の事業活動収入法人合計額の 100 分の 3 に相当する額以下とする。

別表 1 (常勤役員報酬表)

	号俸	報酬月額	備考
役員報酬月額	1号俸	月額 50,000円	役員が法人債務を実態的に保証している場合は、債務保証額に応じて【別表4】に定める報酬を加算する。
	2号俸	月額 100,000円	
	3号俸	月額 150,000円	
	4号俸	月額 200,000円	
	5号俸	月額 250,000円	
	6号俸	月額 300,000円	
	7号俸	月額 400,000円	
	8号俸	月額 500,000円	
	9号俸	月額 600,000円	
	10号俸	月額 700,000円	
	11号俸	月額 800,000円	
	12号俸	月額 900,000円	
	13号俸	月額 1,000,000円	
	14号俸	月額 1,100,000円	
	15号俸	月額 1,200,000円	
	16号俸	月額 1,300,000円	
	17号俸	月額 1,400,000円	
	18号俸	月額 1,500,000円	
役員賞与	<p>① 年間賞与額は、下記の式により算出される年間標準賞与額を夏季賞与および冬季賞与に2分して支給する。</p> $\text{年間標準賞与額} = \text{役員報酬月額} \times 3 \quad (100\text{円未満切り捨て})$		
	<p>② 役員が法人業務のために対外活動を行ううえで必要となる費用を別途加算して支給する。その額は実支出額相当とする。</p>		
	<p>③ 業績の変動その他により必要と認める場合は、上記年間標準賞与額の100分の50以上100分の150以下の範囲内において賞与額を変更できる。その額は収支の状況を勘案して常勤役員会が決定する。</p>		
	<p>④ 常勤役員が職員賞与を支給されている場合は、上記の役員報酬月額を「役員報酬月額+職員給与」と読み替えて算出した賞与額から職員賞与額を控除した金額を限度として支給することができる。</p>		

別表 2 (役員退職慰労金)

【常勤役員の退職慰労金】下記の式により算出する。

理事長	在任月数×200,000 円	×期間係数×貢献係数
専務理事、常務理事	在任月数×100,000 円	
上記以外の常勤役員	在任月数× 50,000 円	

在任月数	期間係数	貢献係数
60 月未満	100 分の 90	在任期間における法人の運営に対する 貢献度を勘案し、100 分の 50 以上 100 分の 150 以下の範囲内で理事会にて 決定する
60 月以上 120 月未満	100 分の 100	
120 月以上 180 月未満	100 分の 110	
180 月以上 240 月未満	100 分の 120	
240 月以上	100 分の 130	

※ただし、福祉医療機構の退職手当共済または大阪民間社会福祉事業従業者共済会の第 2 退職給付制度に加入している場合は、これらから受ける給付額を控除した額を支給する。

別表 3 (常勤役員以外の役員、評議員及び会長等への報酬)

区 分	報酬の額
理事会・評議員会への出席	支給しない
上記以外の法人の用務による会議等への出席 または職務の遂行	半日程度まで 1 回 10,000 円 1 日 1 回 20,000 円
通常週 1 日以上法人の用務に従事し、常態的に法人の経営に関与する場合	概ね週に 1 日 月額 80,000 円 概ね週に 2 日 月額 160,000 円
法人債務の保証を実質的に保証している場合	債務保証額に応じて【別表 4】に定める報酬を加算する。

別表 4 (債務保証に対する加算)

区 分	報酬月額に加算額
法人の借入金返済債務を保証している場合	残存債務保証額×0.0004
法人の賃借料支払い保証をしている場合	年間賃借料×0.004